

施行細則

第一章 社員及び社員総会

第1条 資格及び選任

社員を希望する者は現社員の推薦書を付し規定の用紙を事務局に提出し、社員立候補の意志を表明する。その資格は入会后5年以上で会費を完納した個人会員であり、原則として施設会員の施設に所属する者とする。但し、病理等基礎系及び放射線科系に所属する者はこの限りでない。

- 2 社員選考委員会の議を経て、理事会でこれを承認する。但し、5年未満の会員歴の個人会員についても、社員選考委員会が推薦し、社員総会の承認を得れば特例として任期を限定し、社員に選任することができる。

第2条 特命社員

特命社員は事業の必要性に応じて、理事会が選任する。特命社員は理事会が指定する事業に従事し、その結果を理事会に報告する。任期は理事の任期と同じとする。

第二章 肝癌追跡調査委員会

第3条 肝癌追跡調査委員会

当法人に肝癌追跡調査委員会を設置する。委員長は理事会で選出し、社員総会の承認を得て、理事長が委嘱する。委員の選出については別に内規で定める。

第4条 調査

肝癌追跡調査委員会は2年に1回、本邦における原発性肝悪性腫瘍の実態調査を行う。

- 2 事務局においてその集計、データの保存を行う。

第5条 調査結果

追跡調査の結果は追跡調査委員会の承認を得て会員に周知し、一般に公表する。

第6条 肝癌取扱い規約

「肝癌取扱い規約」に関しては規約委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催し、その充実を計るものとする。委員長は理事会で選出し、社員総会の承認を得て理事長が委嘱する。

- 2 本委員会の委員は、委員長が推薦し理事会の承認を得て理事長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。満65才を過ぎた委員は次の3月31日で資格を失う。但し、理事については65才を過ぎても任期満了までその資格を失うことはない。
- 3 規約委員会の定めた「肝癌取扱い規約」は本会で刊行し、出版社との契約は本会を代表し規約委員長が行う。「肝癌取扱い規約」は改訂時に各施設会員に配布する。

- 4 その他の各委員会の委員は、原則として社員の中から社員総会の議決を経て、理事長が委嘱する。委員会は原則として委員の中からの委員会の議決を経て委員長、必要に応じて副委員長を置くことができ、理事長が委嘱する。委員会の議長は委員長とする。ただし、肝癌追跡調査委員会及び規約委員会にはこの規定を適用しない。

第三章 会員

第7条 年会費

当法人の年会費は、個人会費 8,000 円
施設会費 20,000 円
賛助会費 50,000 円 とする。

- 2 特別会員は会費を納めることを要しない。

第8条 送付、配布物

個人会員は「肝癌取扱い規約」をのぞき事務局から送付される施設会員宛の連絡書類の送付を受けることができる。

- 2 事務局は3年に1回会員名簿を作成し会員に配布する。

第四章 補則

第9条 細則の変更

この細則は、理事会及び社員総会の議決を経て変更できるものとする。

附則

1. この細則は、2021（令和3）年5月1日から施行する。
2. 2021（令和3）年10月19日第1条、第3条、第6条を改訂する。
3. 2022（令和4）年5月12日第7条を改訂する。